

NJ素流協 News

令和6年1月10日
第228号

令和6年1月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6 (農林会館5階)
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <https://www.soryukyo.or.jp>

年頭所感

ノースジャパン素材流通協同組合

理事長 鈴木信哉



減産もあり、丸太の受入れ制限が続きました。

結果、木材製品価格の低下もあり丸太価格も下落しました。ここに猛暑が来て、丸太の劣化が早まり、伐採意欲が減少した中で、秋を迎える事となりました。

ここで、中国木材の鹿島工場の火災もあり、予想より少し遅れて10月以降丸太の供給要望も増加し不足気味になって来ています。

NJ素流協の供給も6月～8月まではギリギリの状況でしたが、9月から徐々に増加傾向とし、11月から元の水準に戻っています。

●今年度の木材需要に関わるポイントは以下のとおりであります。

①花粉症対策における住宅生産者の国産材利用率の公表は、住宅メーカーにとっては重大な国産材利用への転機到来

②非住宅部門の木造化の加速(建築工期短縮による間接経費の減、自重量轻化する基礎工経費の減、熟練鉄筋工不足への対応)

③ウッドショックで多大な教訓を経た2×4ダイメンションランバーの国産材保険の定着

④バイオマス発電所用D材利用の加速化

⑤様々なメーカーの国産材利用の開始(トラック・バス・船舶・オフィス家具・木箱等)

⑥インバウンド需要、ポストコロナウィルス後の店舗再開等の改装

⑦大雨被害後の土木需要の通年化

⑧林業用機械、製材用機械、原木運搬トラックの納期遅れ

⑨外国人労働者の木材加工業への参入の緩和

●このようなポイントを踏まえると、素材の生産・流通に関しては、次の通り

①新規投資工場の本格化もあり、東北の需要は拡大し、4月以降は更に安定供給が求められる

②米マツの代替を考えると、アカマ

明けましておめでとございます。謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。昨年を振り返ってみます。主たるキーワードは、「外材製品在庫減少スピード遅く、工場減産・受入制限、猛暑、単価下落、火事の影響」となりました。

今年度6月における組合員会議では、「夏以降は徐々に需要回復し、秋以降の需要は元に戻る」と予測しました。しかしながら、外材製品在庫の減少スピードが遅く、今年度は、住宅需要も回復せず、需要と供給のバランスが崩れたことから、工場の

ツの需要は堅調

③ウクライナ問題、クリーンウッド法改正もあり、カラマツ需要は一定量必須

④新規投資工場は多く、スギで需要は下がらないが、本場に必要な中目材は一層競合

⑤2×4ディメンションランバー用2・5m、5mの注文増加

⑥スギ高齢級材、広葉樹の需要は供給量を上回り不足感継続

⑦災害復旧土木資材(カラマツ杭材、アカマツ矢板)の需要は通年化、スギの小径木も地中杭はカーボンストック評価高まる

⑧短コロ、末木枝条集荷販売モデル事業の加速

組合員の皆様には、このような状況を理解した上での素材生産への幾分の強気の目標を立てていただくことを期待いたします。併せて、再造林への一層の取り組みをお願い致します。

今年度も、N J素流協職員一同、情報流を徹底して、皆様の期待に添えることをお誓いいたします。

トピックス

「岩手県産人工林アカマツ丸太の強度性能」の調査を実施

12月6日～8日、岩手県雫石町の株式会社川井林業 雫石工場の丸太集積土場にて、岩手県林業技術センターのご指導のもと、人工林アカマツ丸太の強度性能調査を実施した。

米マツなど既往の横架材の代替として、成熟期を迎えた県内の人工林アカマツの利用可能性の検証、及び、米マツや天然アカマツ材との強度性能の比較などの調査を目的として実施した。

使用するアカマツ丸太は、N J素流協の組合員の協力の下、岩手県内沿岸北部・県北・県央・県南の4地域から25本毎、合計100本、材長は4mのものを集材した。

調査は、丸太の重量計測とFFTアナライザーを使用して縦振動法による強度測定を実施し、丸太はラミナに加工し、乾燥後のアカマツ集成材

材ラミナの未成熟部・成熟部のヤング係数を測定するため、未成熟部15年輪内側を黒ペイント、外側を4地域分4色でペイントして分別した。



心材部・未成熟部15年輪内側を黒ペイント



丸太の重量計測・縦振動法による強度測定

また、森林総合研究所よりの丸太の髓付近及び樹皮側の音速測定による

る材質調査も行われた。

原木運送トラック補助金活用アンケートを実施 「どのくらい利用されている?」

東北地区原木トラック運送協議会(以下トラック協議会)は、原木運送の効率化を図るため、毎年、東北森林管理局へ要望活動を実施している。

その結果、令和2年度林野庁の林業成長産業化総合対策事業において、緑ナンバートラック購入補助として項目追加していただいた。

そこで、11月にトラック協議会会員に、これまでに補助金を活用したトラックの台数についてアンケートを実施した。

集計結果は次のとおり。

積載量：25tトラック：8台

22tトラック：7台

台車：フルトレーラ：5台

トラックには林業用グラップルが搭載され、8割がトレーラ牽引仕様となっている。

購入総額は637,230(千円)、補助金交付額は296,120(千円)であった。

24年問題に向け、令和5年度から、平ボディトラックやグラップル単体での購入も対象項目に追加された。

林野庁、東北森林管理局には、これまでの要望を取り入れていただき、厚く御礼申し上げます。

車両系木材伐出機械等の特別教育を実施

NJ素流協は、車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る特別教育(伐木等機械、走行集材機械、簡易架線集材装置又は架線集材機械の3区分)を実施した。

当組合では林災防各県支部が実施する教育を定員漏れ等により受講できなかった組合員が多い場合に実施している。

学科を11月20日～21日に盛岡市内で、実技を12月11日～15日に矢巾町の岩手県林業技術センターにおいて実施し、26組合員から55名が受講した。



実技 ハーバスタ操作の様子



学科の様子

外国人労働者Q & A
木材加工業が
技能実習2号に認定!

Q なぜ今、外国人労働者の制度が変わろうとしているのですか？

A 日本の少子高齢化が進み、地方や小零細企業を中心に人手不足が続いているので、国を開いて外国人を日本の経済社会の担い手として迎え、外国人も日本人も共に豊かな国を目指す必要が生じています。

その一方で、外国人労働者の失踪による不法滞在が年9千人超という実態もあり、「技能実習制度」を発展的に廃止して、国際的にも理解が得られ、わが国が外国人材に選ばれる国になるよう新たな就労制度を立ち上げるとしています。

Q 外国人の受け入れ制度について教えてください。

A 受け入れ制度には「技能実習制度」と「特定技能制度」があります。「技能実習制度」は、未熟練な外国労働者の育成を通じて技術や知識を母国に移転することを目的とした国際協力です。

これに対して「特定技能制度」は海外又は在留の技能実習生の資格認

定を行って、即戦力として不足する人材の確保を図ることを目的としています。

Q それでは、「技能実習制度」は人手不足の解消にはならないではありませんか？

A 「技能実習制度」には、1～3号があり、未熟練労働者でも技能実習1号(在留期間1年)として在留資格が認められますが、外国人が即戦力となる「特定技能制度」の特定技能1号(在留期間上限5年)の在留資格を得るには、「特定技能制度」の技能試験と日本語試験に合格する必要があります。海外に支店等があつて十分な経験を積める方であれば、直接海外から資格を得るのは難しい実態にあります。

そこで、技能実習を通じて技能と日本語を身に付けながら、特定技能1号の資格取得を目指すこととなります。

Q 技能実習1号と2号の違いについて教えてください。

A これまで林業分野は技能実習1号のみでした。2号(在留期間2年)

と3号(同2年)は技能検定制度を有する一部の職種に限定されており、ようやく10月に木材加工職種の機械製材作業が技能実習2号に追加認定されています。

但し、1号から2号への移行は技能実習評価という試験があります。これに合格すると晴れて2号認定となり、**在留期間が2年追加されます。**

Q 機械製材作業以外の素材生産、苗木生産、森林施業などの林業職種は、技能実習2号として認められていないのですか？

A 現在、その他の林業職種は認められていません。技能検定制度の特定産業分野に林業職種を追加することで、はじめて技能実習2号への道が開かれます。

Q 技能検定制度とはなんですか？

A 働く人々の技能を一定の基準で検定する国家検定制度です。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的としています。

現在、林業団体では、平成31(2019)年4月に「林業技能向上センター」を立ち上げて、技能検定制度に林業職種の追加を目指しています。

今後、機械製材作業以外木の林業職種の2号移行も期待されます。

Q 技能実習2号の移行メリットはなんでしょう？

A 2号移行が認められると前述のとおり在留期間が延長されるほか、3号への移行が可能となります。

加えて、現行制度では技能実習2号終了後に、試験免除で即戦力となる特定技能1号(在留期間5年)に移行できますが、この移行も「特定技能制度」の特定産業分野の対象職種に限られており、林業を**特定産業分野(※)**に追加されなければ、認められません。

有識者会議の最終報告書(QRコード添付)では、「技能実習制度」と「特定技能制度」の業務区分を同一としつつ、当該業務区分の中で習得すべき主たる技能を高めて計画的に育成・評価を行うとしており、この成否は、新たな就労育成制度の法改正において

て、整理されることとなります。その他の林業分野も特定産業分野の対象となることが期待されます。

ここが**最大の壁**です。農林水産省のがんばりどころですね！

※**特定産業分野**…生産性の向上や国内人材確保のための取り組みを行った上でなお人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の12分野を言います。

高性能林業機械もコンテナ苗も生産性向上しとるがなあ。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の報告書
https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00033.html



Q 転籍のルールはどうなっていますか？

A 現行制度では、転籍が基本的に

認められていません。有識者会議の報告書では、将来的には外国人労働者本人の意思による転籍を一定の範囲で可能とし、転籍前の企業が負担した初期費用を転籍先の企業が一部負担することが提言されています。

本人の意思による転籍が可能になると、外国人労働者間で各企業の労働条件の情報交換をして、より有利な収入が得られる転籍先を探すことが想定されるので、継続雇用には適正な待遇が必要となります。

Q 相談窓口は？

A 技能実習制度はこちら
外国人技能実習機構ホームページ
<https://www.oit.go.jp/>

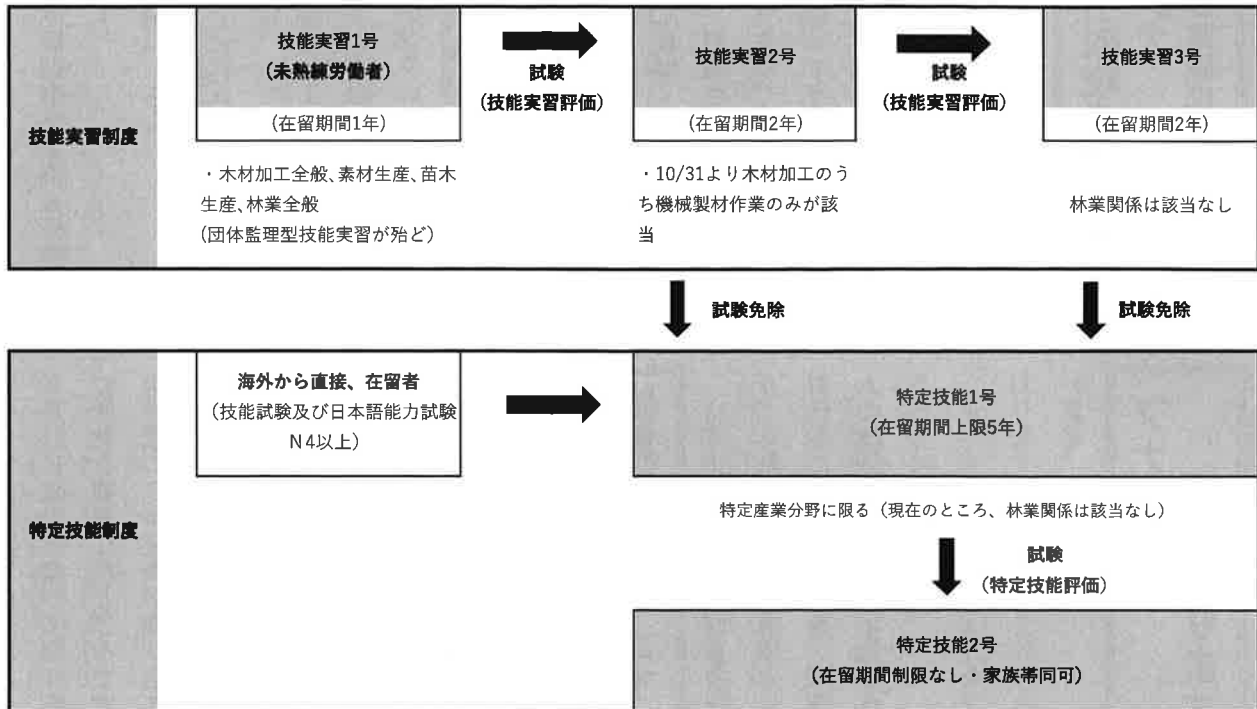
特定技能制度はこちら
出入国在留管理庁ホームページ
<https://www.moj.go.jp/isa/>

Q いつ法改正されるのですか？

A これらの法改正は、有識者会議報告書の提言を踏まえて、2024年度通常国会での成立を目指しています。

参考

技能実習制度と特定技能制度の関係（現行）



特定技能1号 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定技能2号 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

確認必須ですよ！

林業・木材製材業労働災害防止規程が大幅に変更されました！！

林業・木材製造業労働災害防止協会は、左記の労働安全衛生関係法令やガイドラインの新設・改正労働災害の態様等を踏まえた「林業・木材製造業労働災害防止規程」の大幅変更が厚生労働大臣の認可を受け、公表されていますので案内申し上げます。

なお、適用は令和5年12月11日からとなっています。

1・労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)

●中央労働災害防止協会

<https://www.jaish.gr.jp/anz-en/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-1-m-0.htm>

2・チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(令和2年1月31日付基発0131第1号) かり木の処理の作業を含む

●厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09175.html

3・林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン(令和2年1月31日付基発0131第4号)

●厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09178.html

4・墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付基発0622第2号)

●厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212834.html>

5・高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)

●厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10178.html

6・林業・木材製造業労働災害防止規程&パンフレット

●林業・木材製造業労働災害防止協会

<https://www.rinsaibou.or.jp/safety/regulations.html>

7・チェンソー作業の安全ナビ(労働安全衛生規則第36条第8号特別教育テキスト)

●購入希望はこちらへ

<https://www.rinsaibou.or.jp/supplies/>

NJ素流協ホームページにリンク先をアップしておりますので、ご利用ください。

合板工場の需要回復に期待

昨年は合板工場の火災が相次いで発生しましたが、そうした工場も今年に入り、再建され、操業を開始し始めております。

ウッドショックの影響で合板製品が不足し、石膏ボードやMDFへ移った需要先も、工場再建により、日本全体の長尺合板需要が拡大することを期待します。

軽油引取税の課税免除について

〜特例措置延長なるか!?〜

軽油引取税の課税免除の特例措置

については、現行の措置が令和6年3月31日までとなっており業界全体で延長を要望したところですが、特例措置の3年延長が盛り込まれた令和6年度税制改正の大綱が令和5年12月22日に閣議決定されました。改正法案は国会に提出され、審議されることとなります。

皆で延長をお祈りしましょう!

お知らせ

振込手数料がNJ素流協負担になります!

11月20日付第5回理事会決議により、これまで組合員負担としていた材代金の振込手数料を、販売システムの改修を機にNJ素流協負担とすることにいたしました。

システムの改修は2月を予定しております。今しばらくお待ちくださいませ。

ブナ小径木

需要あります!

寒伐りの時期となりブナの需要も

高まりますが、通常、用材径24cm上だけでなく、おが粉・種駒用として小径木径14cmから引き合いがあります。

雪の多い場所で伐採・搬出に苦労すると思いますが、ブナ原木の販売を希望する方は営業企画部までお問い合わせください。

☎019-652-7227

令和5年度第2回林業経営講座を開催します

今年度の第2回目となる林業経営講座として、秋田県における製材・集材工場及びスギ高樹齢銘木市出品材等に関する視察研修を開催いたします。

1. テーマ

木都能代の広域集荷製材・市場視察(巨大新設 中国木材特別視察合む)

2. 開催日

令和6年1月29日(月)〜30日(火)

3. 内容

中国木材株式会社 能代工場、協同組合秋田県銘木センター、東北木

材株式会社等の視察

※申し込みは締め切っております。

「再造林促進奨励事業」の助成金申請の受付を開始します!

当組合では、再造林を促進するため、組合員が実施した再造林に対して助成を行っています。

【助成条件】

- ①地拵えに重機(グラップル等)を使用すること
- ②各県の再造林基金等からの助成を受けていない場所での再造林であること
- ③対象樹種はスギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツ、広葉樹とする

その他詳しい内容や申請書等はNJ素流協のホームページからダウンロードできます。

申請書の提出期限は令和6年2月

12日(月)までです。

本助成金に関するお問い合わせは経営企画課 野田までお願いいたします。

ちよつと気になる木の話

90

製材残材は、安いのが当然？
—個人的には衝撃的のデータ—

木材情報の10月号に、個人的には、衝撃的なデータが掲載されていた。もしかしたら、私がたまたま気付かなかっただけかもしれない。日本製紙連合会 常務理事 原田隆行氏の「近年における紙・パルプ産業の動向」の原料構成 針葉樹の項目である。ここに、国産針葉樹人工林 低質材34・4%、製材残材57・4%とある。ここが衝撃的なのではない。次の「輸入針葉樹人工林 低質材30・3%、製材残材69・6%」と、ここが衝撃的である!!

かつて、製紙用チップの価格で、製材残材からの国産材チップが安く、輸入チップよりも安い状況は、おかしいのではないかと、製紙連合会で意見交換を行った。

人工林低質材に比べて、製材残材が安いのは製材の残材だからであるとの発言に対して、「北米から

の輸入チップも大半は製材残材ではないのか？」との当方の疑問であった。

その時の回答は、「あなたの考え方は間違っています。北米でのディメンションランバー等の製材では、製品の歩留まりは50%には達していません。チップの比率が50%を超えているので、チップが主製品で、製材品が副産物なんです。そうすると、製材残材ではないんです！日本は主製品が製材品で、製材工場で生産されるチップは、副産物で工場残材のチップになります。わかりましたか!!」うーん？それなら、製材品歩留まりの悪い製材所のチップは高くてもいいんじゃないの!と反論したが、あくまでも製材所は製材目的で、チップ製造が本業ではないと言われた。すぐに認めてくれる訳でもないのです。この話題はそれっきりとなった。

チップが50%を超えるか超えないかを別として、日本と海外とも

に製材残材が、同様の比率でデータが並んで表示されたのは個人的には、本当にうれしい限りである(輸入チップ置き場に、人工林低質材残材別に単価の違う製材残材チップとして置かれる訳ではない)。

円材背板を認める方式も検討してみてはと考えている。もちろん、証明する書類は完璧にできる事業者だけであるが...

残りの物だから安くて当然と考えていると思うが、残った飯だって、チャーハンにすれば残り飯ではない。スープでも、売れ筋から外れた肉や野菜で惣菜を作って売っている。現在は、電気代高騰もあり、小規模製材では、自動チップ化製造ラインを止めて、そのまま背板をバイオ工場に納入しているケースもある。大型工場でも、バイオマス併用工場もある他、KD用燃料、畜産用敷きワラ代替え等と様々な利用方法も拡充されてきている。

業界団体同士でもう一度、この問題を話し合ってみてはと考える。個人的には、製材残材の別の見方も考えている。製材の背板からのバイオマス燃料はFIT価格上24円材だが、製材ラインを分割し、丸太土場も分割し32円材背板と24

そこで、「残材」の言葉が、今話題となっているのが、林地残材である。製材残材と同様の思想でいくと、林地残材も残り物で安くても良いことになる。林地に主製品である売れる丸太を搬出・運搬し、残った丸太・短コロ・末木枝条を売るとした場合には、林地残材の用語となる。

しかし、すべてを最初から搬出して売るのが本筋だとすると、現在の状況は、未搬出林地内未利用材が正しい命名かもしれない。用材として立木材積からの搬出率が50%を超えているから残りの原料材は50%未満であるから、林地残材でチップ用がほとんどの針葉樹だったら、林地残材ではなく、主製品(用材)となる。

林地残材という言葉に「安い」とのイメージが残るなら、今後は、林地内未利用材の言葉を使う時代に入ったかもしれない。

令和5年12月分の販売実績

樹種	合板・LVL用			製材・集成材・その他用			計		
	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	12,869	94.4	125.9	10,467	100.1	127.4	23,336	96.9	126.6
カラマツ	5,155	71.5	115.4	302	105.1	355.6	5,457	72.7	119.9
アカマツ	4,585	186.9	327.2	304	119.6	100.7	4,890	180.6	287.0
その他	0	*	*	395	208.1	31.7	395	208.1	31.7
合計	22,609	97.1	140.5	11,469	102.5	116.5	34,078	98.8	131.4

樹種	燃料用		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	6,302	84.6	103.0
カラマツ	5,992	83.2	202.7
アカマツ	1,506	156.3	66.9
その他	834	118.7	41,308.8
合計	14,634	89.7	129.2

樹種	今年度累計			
	合板・LVL用 (m³)	製材・集成材・その他用 (m³)	計 (m³)	燃料用 (t)
スギ	101,039	74,569	175,608	50,024
カラマツ	45,205	2,094	47,299	39,353
アカマツ	18,440	1,243	19,683	15,993
その他	0	3,808	3,808	3,683
合計	164,683	81,714	246,398	109,052
目標達成率 (%)	68.6	46.7	59.4	80.8
計画量	240,000	175,000	415,000	135,000

注) *印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

【令和5年12月の需給動向】

- 12月は雪の影響を受け一時的に出材にブレーキがかかったものの、例年よりも雪は少なく、出材は順調。
- 11月に引き続き製材・集成材用スギ原木の引き合いは強まり、価格も値上げ傾向にある。
- 2024年は大型木材加工工場の新設や高性能設備の導入等が予定されており、原木消費量の増加が見込まれる。

耳からウロコ

意外と人気があった根株商売
— 根株は用材! —

今でも、高齢級スギの根株を加工している会社は存在する。かつて、天井板として人気があった格子天井の天井板である。小割で作られた四角形の枠に板がはめ込まれている。年輪が独特の流れ木目ができるため、曲がった根の丸太の方が喜ばれている。柱目の天井板とは違う美的感覚である。

我が古里の集落にも2軒の専門格天製材所があったと記憶している。一方、京都や九州に勤務していた時は、根張り部分を材積にカウントせず、根張りを付けたまま元玉を販売していた。いわゆる元玉証明である。化粧材全盛時代は四方無節が一番であり、上下に少しズラせば上手く無節の木取りが出来たのである。

そこで、昭和57年の宮崎県須木村時代の思い出である。九州でその時代としては珍しく、明治時代の特別経営区時代の山が残っており、枝打ちもされていたことから、業界の人気は極めて高かった。元玉証明かと思いきや、超優良木とは言えない丸太は、根張り部分をカットして採材していた。最初、「これどうするの?」と聞くと、「都城の製材工場に販売する」と言われた。6尺製材でもないし、九州

にも格天屋さんがいるのかと考え、工場視察に出かけることとなった。

そこは、日東林業といい、ヒノキの無垢のフローリングを作っていた。なるほど! フローリングサイズで短くて良いんだなどビックリした。実際に使っている建物を見たいと言ったら、社長の自宅を案内されて、施工事例として見て感心したところである。このように活用すると立木が100%活用できると喜んだが、

スギの根張りは活用するところがなく、優良木を根張り付きで販売したが、一般木の根張りは集材終了後、架線で逆に山の中に戻して片付けた気がする(末木枝条とセット)。今なら、林道脇集材なので、バイオマス用材にはうって付けである。実際、和歌山では、架線集材の降ろし土場脇に端材を集積し、架線集材作業前の朝早くトラックで回収していく方法で事業化している会社もあると聞いている。

山の傾斜があれば、根曲がりしてしまうのは仕方がない。この根曲がり・根株の活用方法も、もう一度考えてみる必要がある。ちなみに、最近、京都の某市場に聞いたら、根張り付きで製材工場に販売した丸太を運搬し、帰り荷にカットして使わない根張りを持ち帰り、おが粉工場でおが粉にして、牛舎に納めると聞いた。これも市場と製材工場の目的はWin・Winだが、山主の売り上げには貢献しないのかなあ?